



# 7月10日(日)は 参議院議員通常選挙の投票日です

## ■投票所と投票時間

投票区名	投票所	投票時間
第1投票区	市役所大会議室	7時～18時
第2投票区	津久見小学校屋内運動場	7時～18時
第3投票区	千怒小学校屋内運動場	7時～18時
第4投票区	八戸区公民館	7時～16時
第5投票区	第二中学校屋内運動場	7時～18時
第6投票区	青江小学校屋内運動場	7時～18時
第7投票区	堅徳小学校屋内運動場	7時～18時
第8投票区	長目小学校屋内運動場	7時～17時
第9投票区	無垢島地区集会所	7時～16時
第10投票区	福良区事務所	7時～17時
第11投票区	赤崎地区集会所	7時～17時
第12投票区	漁村センター	7時～17時
第13投票区	久保泊地区農業構造改善センター	7時～17時
第14投票区	市役所四浦出張所	7時～17時
第15投票区	狩床地区集会所	7時～17時
第16投票区	高浜地区集会所	7時～17時
第17投票区	大分県漁業協同組合保戸島支店	7時～17時

## ■投票できる人

- ◎ 年齢 / 平成10年7月11日以前に生まれた人
- ◎ 住所 / 平成28年3月21日以前から引き続き津久見市内に住んでおり、津久見市の選挙人名簿に登録されている人  
(転入した人は、平成28年3月21日までに転入届をした人。)
- ※ 3月22日以降に津久見市に転入してきた人は、前の住所地で投票することとなります。
- ※ 高齢な方や歩行等が困難な方で車椅子等をご利用される場合は、車椅子を設置していますので、市役所大会議室の期日前投票所をご利用ください。

## ■投票時の留意事項

- ◎ 投票用紙は、大分県選出議員選挙、比例代表選出議員選挙の2種類です。
- ◎ 投票の順序と方法
  - ① 大分県選出議員選挙 …… 「候補者の氏名」を書いて投票します。
  - ② 比例代表選出議員選挙 …… 名簿にある「候補者の氏名」又は「政党等の名称若しくは略称」を書いて投票します。

一票が明日につながる 私につながる

## 【期日前投票】

- ◎ 投票できるのは、投票日当日に仕事や旅行・レジャー・冠婚葬祭・病気等などのやむを得ない一定の理由に該当すると見込まれる人です。
- ※ 投票の際には、入場整理券裏面の「期日前投票宣誓書」に必要事項を記入し提出していただくか、各期日前投票所に備え付けの「期日前投票宣誓書」に記入の上、提出が必要となります。
- ※ 期日前投票は、どの投票所でも投票できます。
- ※ 投票所によっては、投票できる期間や投票時間が異なりますので、ご注意ください。

期日前投票所の名称	投票のできる期間	投票のできる時間
市役所大会議室	6月23日～7月9日	8時30分～20時
福良区事務所	7月7日～7月9日	10時～17時
市役所四浦出張所		
大分県漁業協同組合保戸島支店		

## 【不在者投票】

- ① 病院・老人ホーム等で、不在者投票のために指定された施設については、当該施設において不在者投票を行います。
- ② 本市以外が選挙人名簿登録地の人で、当該登録地に投票用紙等を請求し、本市での不在者投票を希望する人。
- ③ 選挙期日には18歳に達するが、期日前投票の時点ではまだ18歳に達していない人で、選挙期日に投票できない人。  
上記②及び③については、6月23日から7月9日の期間に、「市役所選挙管理委員会会議室」で不在者投票ができます。

## 《郵便による不在者投票》

- ◎ 重度の身体障がい者や介護保険の要介護認定5の人で、郵便等投票証明書を持っている方は、自宅で郵便により不在者投票ができますが、選挙期日の前4日(7月6日)までに投票用紙等の交付を請求しなければなりません。
- ※ 身体等の故障等で文字の書けない人は、投票所で係員に申し出れば、代理投票ができます。また、目の不自由な人は点字で投票ができます。



今回の選挙は参議院における私たちの代表者を選ぶ大切な機会です。  
私たち一人ひとりの声を国政に反映させるため必ず投票しましょう。

●問い合わせ先 津久見市選挙管理委員会 ☎82-4111(内線182)